

令和4年2月21日

保護者の皆さまへ

島根県商工労働部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う小学校等の臨時休業 に関する国の支援制度について

日頃から県行政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、臨時休業をした小学校など（保育所などを含む）に通う子どもや感染した子どもの世話をを行う必要のある保護者の休暇取得を支援するため、「小学校休業等対応助成金」などの国の支援制度が設けられていますので、お知らせします。

（１）小学校休業等対応助成金（事業主向け）

新型コロナに関する対応として、臨時休業をした小学校など（保育所などを含む）に通う子どもや感染した子どもの世話をを行う必要のある従業員に対し、特別な有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して、対象の従業員に支払った賃金相当額（日額上限額あり）が助成されます。

また、昨年から、県は、商工団体等を通じて、県内事業主に対して、県内の小学校など（保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなど）の出校停止や、感染した子どもや小学校などを休む必要がある子どもの世話をを行うため、仕事を休まざるを得ない保護者に対する有給（賃金全額支給）の特別な休暇の付与について、お願いしております。

「企業にこの助成金を利用してもらいたい」、「制度の内容が知りたい」
などのご相談がありましたら、島根労働局に特別相談窓口が設けられて
おりますので、ご相談ください。

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」

電話番号：0852-20-7007

受付時間：8時30分～17時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

（２）小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナに関する対応として、臨時休業をした小学校など（保育所などを含む）に通う子どもや感染した子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金が支給されます。

【問い合わせ先】 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

☎0120-60-3999